

株 主 各 位

東京都新宿区市谷台町12番2号
株式 日本エム・ティ・エム
会社
代表取締役社長 大 川 正 男

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2022年6月23日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

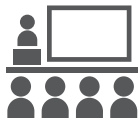
1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿2丁目2番1号
京王プラザホテル 南館4階 扇
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報告事項
 - 1 第50期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第50期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役6名選任の件
 - 第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

本株主総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場の座席数を大幅に少なくしております。ご来場のお見合わせをご検討いただき、極力、書面またはインターネットによる事前の議決権行使手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会へご出席いただける場合



開催日時 2022年6月24日（金）
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、本冊子をご持参ください。



株主総会にご出席いただけない場合

<郵送で議決権を行使される場合>



行使期限 2022年6月23日（木）
午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご投函ください。

<インターネットで議決権を行使される場合>



行使期限 2022年6月23日（木）
午後5時まで

次ページの「インターネットによる議決権行使について」をご参照のうえ、議案に対する賛否をご送信ください。

詳しくは次ページをご覧ください。

【注意事項：議決権の重複行使について】

- ① 書面もしくはインターネットにより、複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ② 書面とインターネットによる議決権行使が重複して行われた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ③ 書面とインターネットによる議決権行使が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以上

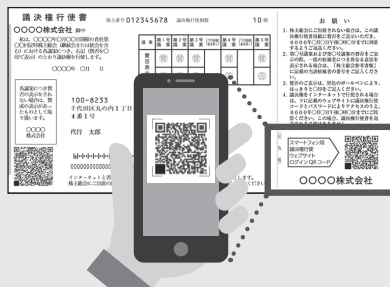
- ◎ 議決権の行使を委任できる代理人は、当社定款の規定に基づき、当社の議決権を有する他の株主さま1名とさせていただきます。代理人がご出席される際は、代理権を証明する書面（委任状）、ご本人および代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合には、当社ウェブサイト（<https://www.jmcd.co.jp/>）において修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使について

スマートフォンでQRコードを読み取る方法「スマート行使」

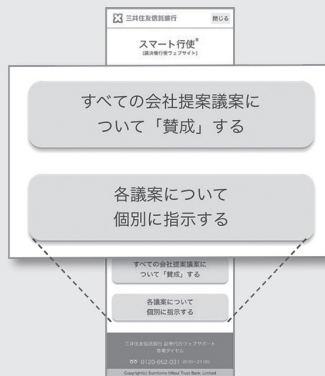
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

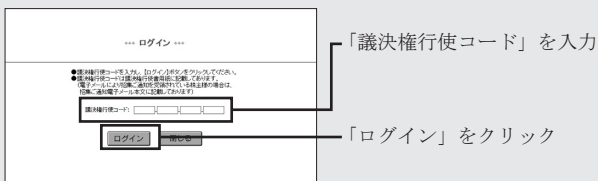
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

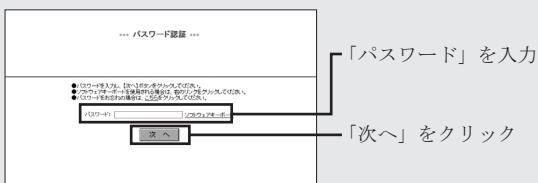
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※通信料金（電話料金）などが必要となる場合があります、これらの料金は株主さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

議決権行使に関する
パソコン等の
操作方法が
ご不明な場合

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
☎ 0120-652-031
(受付時間 9:00～21:00)

上記以外の場合

三井住友信託銀行 証券代行事務センター
☎ 0120-782-031
(受付時間 土日休日を除く 9:00～17:00)

以上

事 業 報 告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度は引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けましたが、当社グループの事業環境は改善し、売上高は19,193百万円（前連結会計年度比2,454百万円増、同14.7%増）、営業利益2,661百万円（前連結会計年度比492百万円増、同22.7%増）、経常利益2,591百万円（前連結会計年度比465百万円増、同21.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益2,135百万円（前連結会計年度比471百万円増、同28.3%増）となりました。

日本国内では新型コロナウイルス感染症の影響による営業活動の制約はありましたが、医療体制の機能が徐々に回復したことに加え既存顧客との良好な関係を維持したことで症例数が増加した結果、売上高は12,409百万円（前連結会計年度比1,345百万円増、同12.2%増）となりました。また、米国でも第2四半期以降、新型コロナウイルス感染症の再拡大により予定していた手術が再び延期されましたが、新規顧客の獲得等に努めた結果、米国の外部顧客への売上高（USドル）は前連結会計年度比17.2%増、円換算後は24.6%増の7,070百万円となりました。

人工関節分野は、米国の人工膝関節製品等の売上が回復し、日本国内及び米国の売上高合計は前連結会計年度比17.0%増（日本7.3%増、米国24.5%増）の11,764百万円となりました。

骨接合材料分野は、「ASULOCK」及び「Prima Hip Screw」の売上が堅調に推移したことなどから、日本国内の売上高は前連結会計年度比11.3%増の4,115百万円となりました。

脊椎固定器具分野は、日本国内において「KMC Kyphoplasty システム」の売上が引き続き順調に推移したこと、日本国内及び米国の売上高合計は前連結会計年度比21.4%増の3,151百万円となりました。

売上原価は、為替変動の影響などにより、売上原価率が32.3%（前連結会計年度は31.8%）となりました。

販売費及び一般管理費合計は、米国売上の増加に伴い支払手数料（コミッション・ロイヤリティ）が増加したこと、体制強化に伴う人件費等が増加したことにより、全体で10,327百万円（前連結会計年度比11.7%増）となりましたが、売上高販管費率は53.8%（前連結会計年度は55.3%）に低下しました。

営業利益は、売上高の増加等により、2,661百万円（前連結会計年度比22.7%増）となりました。

経常利益は、受取手数料11百万円など営業外収益を23百万円計上し、為替差損35百万円、支払利息29百万円など営業外費用を93百万円計上した結果、2,591百万円（前連結会計年度比21.9%増）となりました。

特別損益は、米国で発生した債務免除益310百万円を特別利益に、また医療器具などの固定資産除却損87百万円など152百万円を特別損失に計上しました。

以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は2,135百万円（前連結会計年度比28.3%増）となりました。

なお、当連結会計年度の期首から「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しておりますが、上記の各製品分野（人工関節分野、骨接合材料分野、脊椎固定器具分野）に記載の各売上高は当該会計基準等を適用する前の数値となっております。

セグメント別売上概況は次のとおりであります。

セグメントの名称及び品目		当連結会計年度 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）	前年度比
		金額（千円）	(%)
医療 機器 類	日本	12,409,054	112.2%
	人工関節	4,719,849	107.3%
	骨接合材料	4,115,991	111.3%
	脊椎固定器具	3,125,154	121.2%
	人工骨	216,168	101.1%
	その他	231,891	133.0%
	米国	7,070,875	124.6%
	人工関節	7,044,691	124.5%
	脊椎固定器具	26,184	151.9%
小計（A）		19,479,930	116.4%
売上控除（B）		△286,832	—
合計（A）+（B）		19,193,098	114.7%

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。また、上記金額に、消費税等は含まれておりません。

2 当連結会計年度の期首から「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用したことにより、従来、日本において販売促進費の一部として計上していたリポートを売上高から控除しております。当該控除額は品目別に合理的に按分できないため、上表では一括で「売上控除」として表示しております。

(2) 資金調達状況

該当事項はありません。

(3) 設備投資状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は1,665百万円で、その主なものは医療工具類の取得1,362百万円であります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 47 期 (2019年 3 月期)	第 48 期 (2020年 3 月期)	第 49 期 (2021年 3 月期)	第 50 期 (2022年 3 月期) 当連結会計年度
売 上 高 (百万円)	16,728	18,083	16,738	19,193
経 常 利 益 (百万円)	2,208	2,581	2,125	2,591
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,984	2,164	1,664	2,135
1株当たり当期純利益 (円)	75.17	82.02	63.09	80.95
総 資 産 (百万円)	23,492	24,917	25,193	27,342
純 資 産 (百万円)	15,233	16,993	18,713	21,491

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 47 期 (2019年 3 月期)	第 48 期 (2020年 3 月期)	第 49 期 (2021年 3 月期)	第 50 期 (2022年 3 月期) 当事業年度
売 上 高 (百万円)	10,162	10,923	11,063	12,122
経 常 利 益 (百万円)	1,189	1,275	1,479	1,936
当 期 純 利 益 (百万円)	979	969	1,255	1,281
1株当たり当期純利益 (円)	37.10	36.74	47.60	48.58
総 資 産 (百万円)	18,007	18,634	19,443	20,343
純 資 産 (百万円)	13,247	13,942	14,914	15,901

(5) 対処すべき課題

日本は、2020年12月15日に「全世代型社会保障改革の方針」を閣議決定し、その中で、医療については、少子高齢化が急速に進む中、現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築すべく、「医療提供体制の改革」、「後期高齢者の自己負担割合の在り方」、「大病院への患者集中を防ぎかかりつけ医機能の強化を図るための定額負担の拡大」への取組みを進めるとしております。また、厚生労働省発表による「令和4年度診療報酬改定の基本方針」によると、国民皆保険や優れた保健・医療システムの成果により、世界最高水準の平均寿命を達成し、人生100年時代を迎えようとしている中、人口構成の変化を見ると、2025年にはいわゆる団塊の世代が全て後期高齢者となり、2040年頃

にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となって高齢者人口がピークを迎えるとともに、既に減少に転じている現役世代（生産年齢人口）は、2025年以降、さらに減少が加速していくと予想されるため、社会の活力を維持・向上していくためには健康寿命の延伸により高齢者をはじめとする意欲のある方々が役割を持ち活躍のできる社会を実現するとともに「全世代型社会保障」を構築していくことが急務の課題であるとしております。整形外科治療領域においては、急速に進む高齢化やQOL(Quality of Life)向上ニーズの高まりにより症例数の増加が予想される一方、国の大幅な税収増が見込めない中、効率的・効果的で質の高い医療提供体制の構築に向けた取組みを進めることによる社会保障関係費の抑制は不可避であり、診療報酬改定による償還価格のマイナス改定など厳しい市場環境が継続するものと想定しております。

米国は、世界最大の人工関節市場であり、人工関節置換術を必要とする65歳以上の高齢者人口が、2030年に7千万人規模になると見込まれております。さらに肥満による変形性関節疾患の患者数も継続的に増加する見込みであることから、人工関節市場は引き続き成長が見込まれます。なお、医療ニーズに関しては、手術ナビゲーションシステムや、ロボティクス手術関連など術中のデジタルソリューションニーズが高まりつつあり新たなビジネスチャンスが生まれつつあります。一方、患者側の治療コスト負担削減ニーズの高まりに伴い、入院ではなく外来で人工関節手術を行うASC(Ambulatory Surgical Center)における人工関節手術が増加傾向にあり、低コストで効率的なインプラント・医療工具の調達ニーズに加え、術後の患者ケアにスマートフォンやスマートウォッチなどITを使った様々なソリューションに対するニーズも拡大傾向にあることから、当社グループに期待される役割も変化していくものと考えております。

また、各市場における新型コロナウイルス感染症の影響については、日本は、行動規制や入院患者数の増減による症例数への影響は一定程度あるものの、かつて手探りであった医療現場でのコロナ対策の知見が高まってきたことから、症例数に与える影響は限定的と考えております。米国では、既存顧客施設での新型コロナウイルス感染者の入院患者数が人工関節手術の症例数に影響を与える状況は継続するものの、ワクチン接種進行による新型コロナウイルス感染症の重症化率低下に伴い入院患者数が減少すると想定されることから、人工関節手術件数への影響は軽微になると考えております。

また、米国における金融引締めに端を発しウクライナ情勢の影響もあり対USDドルの円安傾向が続いております。中期経営計画での想定為替レート（108円/USDドル）から実勢レートが円安に大きく乖離しており、米子会社からの製品輸入において為替変動（円安）の影響を受けると考えております。

さて、当社は、2022年3月期（第50期）から2024年3月期（第52期）の3か年を実施期間とする中期経営計画「MODE2023」を策定し、その中期経営方針として「治療成績の向上等、様々な医療現場ニーズへの対応に加え、治療価値向上（安全性・有効性、入院期間短縮による治療収益改善など）に資するサービス（インプ

ラント・医療工具、手術支援システムなど)を、より高い専門性をもってタイマーに医療現場に提供し患者のQOL向上に貢献する。」を掲げました。また重点施策として「海外ビジネスの拡大」、「開発・調達力の強化」、「人材・組織の専門性強化」、「デジタル化の推進」の4つを実行しております。

日本国内における償還価格引下げの影響や、為替変動(円安)による収益性低下の影響を極小化するために、自社開発新製品導入による米国ビジネスの拡大などにより自社製品の売上高比率を高め、中国において2021年5月に設立した合弁事業会社を活用した医療工具コストの低減を図ります。また、売上原価(製造原価)の更なる低減に向けた製造プロセスの見直しや、コスト競争力のあるベンダーからの調達拡大などによる売上原価低減も目指します。さらに、ITを使った在庫運用状況の可視化や業務プロセス改善による販売費及び一般管理費の効率化を図り収益性の維持・改善に努めて参ります。

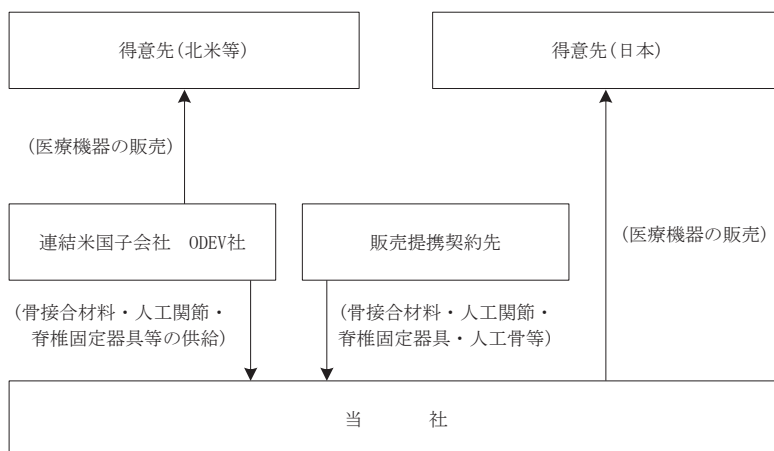
(6) 主要な事業内容

当社グループは、当社及び海外子会社1社等で構成され、整形外科分野を中心とした医療機器類の輸入、開発、製造、販売を主な事業活動内容としております。

当社グループの売上は、整形外科分野の医療機器類の取り扱いが大半を占めております。具体的には、当社が、米国子会社Ortho Development Corporation(以下「ODEV社」)及び販売提携契約等に基づき国内外メーカーから、骨接合材料、人工関節、脊椎固定器具、人工骨等製商品を仕入れ、日本国内において販売を行っております。

また、ODEV社は、骨接合材料、人工関節や脊椎固定器具等の開発製造を行い、当社に対して製品供給を行う一方、独自に米国市場を中心として人工関節、脊椎固定器具等の販売を行っております。

事業の系統図は、次のとおりであります。



(7) 主要な営業所及び工場等 (2022年3月31日現在)

		名 称	所 在 地
国内	本社	本社	東京都新宿区
	営業所	札幌営業所	北海道札幌市
		仙台営業所	宮城県仙台市
		北関東営業所	埼玉県さいたま市
		埼玉営業所	
		東京第一営業所	東京都新宿区
		東京第二営業所	
		東京第三営業所	
		横浜営業所	
		中部営業所	愛知県名古屋市
		京都営業所	大阪府吹田市
		大阪営業所	
		神戸営業所	
		中国第一営業所	岡山県岡山市
		中国第二営業所	広島県広島市
		四国営業所	香川県高松市
		福岡営業所	福岡県福岡市
		南九州営業所	
	商品センター	東京商品センター	東京都大田区
海外	子会社	Ortho Development Corporation	米国ユタ州

(8) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

人 数	前 年 比 増 減
474名	25名増

② 当社の使用人の状況

区 分	人 数	前 年 比 増 減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	212名	14名増	39.0歳	12.2年
女 性	75名	12名増	36.3歳	9.1年
合計又は平均	287名	26名増	38.3歳	11.4年

(9) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	549百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	514百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	492百万円
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	74百万円
株 式 会 社 千 葉 銀 行	70百万円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	69百万円

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係
親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	当社の出資状況 (議決権比率)	主 要 な 事 業 内 容
Ortho Development Corporation	23,507千米ドル	98.3%	医療機器の開発製造販売

2. 当社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 37,728,000株
 (2) 発行済株式の総数 26,475,880株
 （自己株式15,352株を含む）
 (3) 株主数 4,921名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
三井化学株式会社	7,942,764 株	30.01 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,898,527	14.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,199,200	12.09
渡邊 崇史	1,168,800	4.41
渡辺 康夫	1,012,064	3.82
島崎 一宏	893,302	3.37
GOVERNMENT OF NORWAY	628,217	2.37
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC SECURITIES/UCITS ASSETS	401,000	1.51
日下部 博	390,529	1.47
THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT	278,800	1.05

（注） 持株比率は、自己株式（15,352株）を控除して計算しております。なお、自己株式数には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式76,827株を含めておりません。

3. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	大 川 正 男		会社 Ortho Development Corporation 取締役
取 締 役	瀬 下 克 彦	営 業 本 部 長	
取 締 役	近 藤 浩 一	マ ー ケ テ ィ ン グ 本 部 長	子会社 Ortho Development Corporation 取締役
取 締 役	弘 中 俊 行	管 理 本 部 ・ S O M 本 部 ・ 経 営 企 画 担 当	子会社 Ortho Development Corporation 取締役
取 締 役	日 高 康 明	営 業 副 本 部 長	
取 締 役	ブレント アレン バーソロミュー		子会社 Ortho Development Corporation President Ortho Development Corporation-China Legal Representative
社外取締役	石 川 浩 司		大原法律事務所所属弁護士 大和ハウスリート投資法人 監督役員
社外取締役	佐 分 紀 夫		レイズネクスト株式会社社 外取締役監査等委員
常勤監査役	沼 田 逸 郎		
社外監査役	山 田 美 代 子		山田公認会計士事務所所長 有限会社シーズンズパートナ ーズ代表取締役 税理士法人四季会計代表社員 株式会社四季カンパニー代表 取締役 清泉女子大学監事
社外監査役	半 澤 彰 一		

- (注) 1. 当社は、社外取締役石川浩司氏、佐分紀夫氏、社外監査役山田美代子氏、半澤彰一氏の4名を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 社外監査役山田美代子氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 事業年度中に退任した取締役

澤木直人氏は、2021年6月18日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しております。また、高柳好之氏、寺下和良氏及び鈴木義孝氏は2022年1月7日付で辞任しております。

当事業年度中に辞任した取締役は次のとおりです。

氏名	辞任日	辞任時の地位・重要な兼職の状況
高柳 好之	2022年1月7日	取締役 日本特殊陶業株式会社上席執行役員
寺下 和良	2022年1月7日	取締役 日本特殊陶業株式会社上席執行役員
鈴木 義孝	2022年1月7日	取締役 日本特殊陶業株式会社執行役員

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第29条の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合において、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

また、当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第39条の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合において、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社のすべての取締役及び監査役

② 保険契約の内容の概要

被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

保険料は全額当社が負担しています。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の決定方針の決定方法及び当該方針の内容

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を決議しており、その内容は以下のとおりです。なお、当該取締役会の決議に際しては、予め指名・報酬諮問委員会へ内容を諮問し、答申を受けています。

・基本方針

取締役の報酬等は、その役割と責務に相応しい水準となるよう、企業業績と

中長期の企業価値の持続的な向上に対する動機付けに配慮した体系とし、短期及び中長期の業績と連動する報酬の割合を設定する。

取締役会は、経営陣の報酬等につき、透明性・客観性を高めるため、指名・報酬諮問委員会にて内容を検討した上、取締役会の決議により決定する。

社外取締役の報酬等は、各社外取締役が当社の業務に関与する職責が反映されたものとし、かつ、株式関連報酬その他の業績連動型の要素を含まないものとする。

・指名・報酬諮問委員会

当社は、社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬諮問委員会を設置しています。当該委員会は、社外取締役2名と代表取締役の計3名で構成され、社外取締役が委員長を務めています。

② 取締役の報酬等

・取締役の報酬総額は、1997年8月20日開催の第25回定時株主総会で年額600,000,000円（当該株主総会で承認を受けた内容は、月額50,000,000円以内）と決議しています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。また、業績連動型株式報酬は、2016年6月23日開催の第44回定時株主総会で承認を受けた株式交付信託を採用しており、抛出の上限額は、信託期間中に120,000,000円と決議しています。なお、信託を延長する場合には、追加抛出の上限額は、延長した信託期間1年毎に40,000,000円としています。当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は5名です。

・当社の取締役報酬は、基本報酬、業績連動報酬及び業績連動型株式報酬により構成されており、その割合は原則として、目標達成時に概ね以下のとおりとしています。

取締役の報酬	基本報酬	短期業績連動報酬 (賞与)	中長期業績連動型 株式報酬
割合	60%	30%	10%

- ・当社の業績連動報酬に係る指標は、全社業績指標と個人業績指標により構成されており、全社業績評価指標は、当社の経営管理数値目標、指標の相互の関連性から判断し、連結売上高、連結当期純利益、連結フリー・キャッシュ・フロー、その他としています。また、個人業績評価指標は担当部門の目標としています。
- ・当社の役員報酬の内、業績連動報酬と業績連動型株式報酬の額は、業績評価項目の目標値に対する達成状況に応じ定める業績係数により決定しています。業績評価項目、ウェイトは、指名・報酬諮問委員会からの答申を取締役会にて決議したものを使用することとしています。また、目標値は、取締役会で決議した業績予想値を使用しています。

評価項目	評価指標	評価ウェイト		2021年3月期 数値目標 (百万円)	2021年3月期 実績 (百万円)
		代表取締役	取締役		
会社業績	連結売上高	20%	10%	17,800	16,738
	連結当期純利益	60%	20%	1,600	1,664
	連結フリー・キャッシュ・フロー	20%	10%	872	1,255
	その他	0%	10%	—	—
個人業績	担当部門目標値	0%	50%	—	—

- ・取締役の個人別報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、業績指標に基づく評価を代表取締役が行い、指名・報酬諮問委員会が原案について、その評価プロセスや評価の考え方及び報酬額水準の妥当性を確認し、多角的な検討を行っているため、取締役会もその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 監査役の報酬等

- ・監査役の報酬総額は、1997年8月20日開催の第25回定時株主総会で年額120,000,000円（当該株主総会で承認を受けた内容は、月額10,000,000円以内）と決議しています。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。各監査役が受ける報酬等の額は、監査業務の分担の状況を考慮し、監査役の協議をもって決定しています。

(6) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬(賞与)	業績連動型 株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	175	93	65	17	10
監査役 (社外監査役を除く)	14	14	—	—	1
社外取締役	14	14	—	—	2
社外監査役	8	8	—	—	2

(注) 業績連動報酬及び業績連動型株式報酬制度の対象となっている取締役(社外取締役を除く)は6名です。

業績連動型株式報酬は、2016年6月23日開催の第44回定時株主総会におきまして決議いただきました株式交付信託を採用しています。なお、本年度中に交付した株式はございません。

(7) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・社外監査役山田美代子氏は、有限会社シーズンズパートナーズの代表取締役、税理士法人四季会計の代表社員、株式会社四季カンパニー代表取締役、及び清泉女子大学監事を兼務しております。なお、当社は、有限会社シーズンズパートナーズ、税理士法人四季会計、株式会社四季カンパニー及び清泉女子大学との間に特別の関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・社外取締役石川浩司氏は、大和ハウスリート投資法人の監督役員を兼務しております。なお、当社は、大和ハウスリート投資法人との間に特別の関係はありません。
 - ・社外取締役佐分紀夫氏は、レイズネクスト株式会社の社外取締役監査等委員を兼務しております。なお、当社は、レイズネクスト株式会社との間に特別の関係はありません。

③ 当事業年度における社外役員の主な活動状況

	出席状況（出席率）	主な活動状況
石川 浩 司	取締役会16回開催のうち16回 (100%)	取締役会や業務執行役員会等に出席し、主に弁護士としての豊富な知識と経験から、議案・審議等につきコンプライアンスやリスクの観点で必要な発言を適宜行っております。また、上記のほか、当社役員の指名や報酬決定を諮問する指名・報酬諮問委員会の委員を務め、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を役員人事や報酬の決定に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。
佐分 紀 夫	取締役会16回開催のうち16回 (100%)	取締役会や業務執行役員会等に出席し、主に公認会計士として培われた専門的な知識、さらに他の会社の経営経験から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、上記のほか、当社役員の指名や報酬決定を諮問する指名・報酬諮問委員会の委員長を務め、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を役員人事や報酬の決定に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。
山田 美代子	取締役会16回開催のうち16回 (100%)	監査役会及び取締役会に出席し、必要に応じ、公認会計士としての豊富な知識と経験から発言を行っております。
	監査役会13回開催のうち13回 (100%)	
半澤 彰 一	取締役会16回開催のうち16回 (100%)	監査役会及び取締役会に出席し、管理部門や海外経験で培ったガバナンスに対する豊富な知識と経験から当社のコンプライアンスやリスクについての発言を行っております。
	監査役会13回開催のうち13回 (100%)	

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法（1948年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	21百万円
② 当社及び当社の子会社が支払うべき報酬等の額	21百万円

(注) 当社と監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬額を含めております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 過去2年間に受けた業務停止処分に係る事項

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不信任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1号各号のいずれかに該当すると認められた場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 子会社の会計監査人の状況

米国子会社Ortho Development Corporationは、Grant Thorntonの監査を受けております。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決定または決議の内容の概要

- (1) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社グループの役職員行動規範、コンプライアンス委員会規程に従い法令等違反行為を未然に防止する。
 - ② 業務執行に関し、必要に応じ弁護士その他専門家に適法性の確認をとることができる体制を整える。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 当社の取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等に従い、文書または電磁的に記録し、適切に保存及び管理を行う。
 - ② 当社の取締役及び監査役は、文書管理規程等に従いこれら文書を常時閲覧できるものとする。
 - ③ 当社の文書管理規程等を変更する場合は、監査役会の承認を得るものとする。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社のリスク管理規程に従い、個々のリスクについて管理責任者を決定し、リスクに対し適切な予防と対策を行う。
 - ② 当社の重大な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、当社社長を本部長とする対策本部を設置し、損失を最小限に止める体制を整える。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社の取締役会は3事業年度を期間とするグループ中期経営計画を定め、グループ会社全体として達成すべき目標を明確にする。
 - ② 当社の取締役会の下部組織として当社の経営会議等を積極的に活用し、取締役の職務の執行の効率性を確保する。
 - ③ 当社の組織規程、業務分掌規程に従い、担当部門、職務権限等を明確化する。
- (5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 役職員行動規範、コンプライアンス委員会規程に従い、及び内部監査を担当する当社の内部監査室により、法令等違反行為の未然防止を図る。
 - ② 当社の内部通報制度により、社内または社外の窓口にご相談できる体制とする。
- (6) 子会社の取締役の職務の執行に係わる事項の当社への報告に対する体制
当社及び子会社の取締役が出席する子会社役員会を月1回開催し、子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対し適宜報告を義務付ける。
- (7) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程に従い、個々のリスクについて管理責任者を決定し、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- (8) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は3事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点目標を定める。
- (9) 子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、当社グループの取締役及び使用人に対し、年1回、法令遵守等に関する

- る研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。
- (10) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 子会社との間で一定のルールを定め、子会社の重要事項の決定については親会社の承認を得るものとする。
 - ② 子会社との取引についても、第三者との取引と同等の基準で審査し、適正を確保する。
 - (11) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
取締役は、監査役がその職務を補助するための使用人を求めた場合は、これに応じ使用人を任命する。
 - (12) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役職務を補助すべき使用人は、監査役指揮・命令に従わなければならない。当該使用人の任命及び解職については監査役会の同意を必要とする。
 - (13) 監査役職務を補助する使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査役の指揮命令に従わなければならない。
 - (14) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
 - ① 当社グループの役員は、法令等の違反行為等、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告を行う。
 - ② 内部通報制度を担当するコンプライアンス委員会は、当社グループの取締役及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。
 - (15) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
 - (16) 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制
監査役がその職務の執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査役から費用の前払い等の請求または償還等の請求があった場合には、当該請求が監査役職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - (17) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査役会に対して、取締役及び使用人からヒアリングを実施する機会を与えることとするとともに、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとする。
 - ② 常勤監査役は、コンプライアンス委員会に委員として出席する。
 - (18) 当社の財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性の確保のため、内部統制システムを構築しており、その仕組みが適正に機能していることを内部監査室が定期的に評価し社長に報告をする。また、内部監査室が、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう監査することで、内部統制が有効に機能する体制としている。

- (19) 当社の反社会的勢力排除に向けた体制
反社会的勢力とは、一切の関係を遮断し、不当要求には毅然とした態度で対応する事を「役職員行動規範」に定めている。また、反社会勢力の対応統括部署を人事総務部と定めており、警察と連携し、反社会的勢力からの不当要求等を排除する体制としている。

6. 事業の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保する為の体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) リスク管理に対する取り組み
リスク管理規程に基づき、当社グループのリスクを抽出・評価のうえ、2016年4月にリスク管理委員会を開催し、リスク毎の対応策を検討しました。以後、半期毎にモニタリングを実施することでリスク管理を強化しました。
- (2) 職務執行の効率性の確保のための取り組み
当社グループは、取締役の職務の執行が効率的に行われる事を確保するため、当社グループの取締役及び幹部社員をメンバーとする担当分野別重点施策進捗管理のための会議を月一回開催し、各取締役の担当部門の重点施策について月次進捗レビューを行いました。
- (3) コンプライアンスに対する取り組み
当社グループの役職員に向けてコンプライアンスの重要性に関するメッセージを発信することでコンプライアンスの意識向上に取り組みました。また、コンプライアンス（法令順守）に関する事例を記載したコンプライアンス・ガイドブックを配布し、コンプライアンス説明会を実施しました。
- (4) 監査役監査の実効性の確保のための取り組み
当社の監査役は、当社グループの重要な会議に出席したほか、取締役や役職者へのヒアリングを行うなど、業務の執行状況を直接的に確認しました。また、代表取締役社長、会計監査人または内部監査室との会合を定期的実施することで情報交換及び相互の意思疎通を図りました。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
流 動 資 産	[18,046,638]	流 動 負 債	[2,899,680]
現金及び預金	2,590,849	支払手形及び買掛金	785,671
受取手形、売掛金及び契約資産	5,212,555	短期借入金	557,046
商品及び製品	8,186,658	リース債務	33,163
仕掛品	497,823	未払法人税等	266,440
原材料及び貯蔵品	1,410,927	未払費用	512,569
その他	149,211	未払金	189,283
貸倒引当金	△1,386	賞与引当金	194,015
固 定 資 産	[9,296,083]	役員賞与引当金	65,200
有形固定資産	(7,772,687)	事業損失引当金	65,000
建物及び構築物	728,450	その他	231,291
機械装置及び運搬具	350,978	固 定 負 債	[2,951,919]
工具、器具及び備品	4,691,605	長期借入金	1,247,662
土地	1,953,479	リース債務	10,875
その他	48,173	退職給付に係る負債	1,023,546
無形固定資産	(291,960)	役員株式給付引当金	88,322
投資その他の資産	(1,231,435)	資産除去債務	29,201
関係会社出資金	174,887	長期預り金	8,000
繰延税金資産	971,990	繰延税金負債	544,310
その他	84,558	負 債 合 計	5,851,600
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	[20,027,090]
		資 本 金	(3,001,929)
		資 本 剰 余 金	(2,587,029)
		利 益 剰 余 金	(14,550,073)
		自 己 株 式	(△111,940)
		その他の包括利益累計額	[1,359,352]
		為替換算調整勘定	(1,351,922)
		退職給付に係る調整累計額	(7,429)
		非支配株主持分	[104,678]
		純 資 産 合 計	21,491,121
資 産 合 計	27,342,722	負債及び純資産合計	27,342,722

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位 千円)

項 目	金	額
売上高		19,193,098
売上原価		6,204,233
売上総利益		12,988,865
販売費及び一般管理費		10,327,335
営業利益		2,661,529
営業外収益		
受取利息	121	
受取手数料	11,706	
その他	11,403	23,230
営業外費用		
支払利息	29,700	
為替差損	35,530	
持分法による投資損失	12,704	
シンジケートローン手数料	7,393	
その他	8,140	93,469
経常利益		2,591,291
特別利益		
債務免除益	310,826	310,826
特別損失		
固定資産除却損	87,151	
減損損失	162	
事業損失引当金繰入額	65,000	152,313
税金等調整前当期純利益		2,749,804
法人税、住民税及び事業税	497,268	
法人税等調整額	110,827	608,096
当期純利益		2,141,708
非支配株主に帰属する当期純利益		6,014
親会社株主に帰属する当期純利益		2,135,693

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日残高	3,001,929	2,587,029	12,705,447	△ 111,539	18,182,866
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 291,067		△ 291,067
親会社株主に帰属する当期純利益			2,135,693		2,135,693
自己株式の取得				△ 401	△ 401
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,844,626	△ 401	1,844,224
2022年3月31日残高	3,001,929	2,587,029	14,550,073	△ 111,940	20,027,090

(単位 千円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
2021年4月1日残高	2,788	475,850	△ 32,737	445,901	84,464	18,713,232
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△ 291,067
親会社株主に帰属する当期純利益						2,135,693
自己株式の取得						△ 401
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△ 2,788	876,071	40,167	913,450	20,214	933,665
連結会計年度中の変動額合計	△ 2,788	876,071	40,167	913,450	20,214	2,777,889
2022年3月31日残高	—	1,351,922	7,429	1,359,352	104,678	21,491,121

連結注記表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結の範囲に関する事項
連結子会社の数：3社
Ortho Development Corporation
他2社
3. 持分法の適用に関する事項
持分法適用関連会社の数：1社
Changzhou Waston Ortho Medical Appliance Co., Limited
(常州華森奧斯歐醫療機器有限公司(注))
(注) 常州華森奧斯歐醫療機器有限公司の社名は中国語簡体字を含んでいるため、日本語常用漢字で代用しております。
Changzhou Waston Ortho Medical Appliance Co., Limitedは、当連結会計年度中に新たにChangzhou Waston Ortho Medical Appliance Co., Limitedの出資持分を取得したことにより、関連会社に該当することとなったため、持分法適用の関連会社を含めることといたしました。
4. 連結子会社の事業年度等に関する事項
全ての連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。
5. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・ 其他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの：
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）
 - ② デリバティブ取引：時価法
 - ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法
通常の販売目的で保有する棚卸資産
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- ・商品及び製品：総平均法
 - ・原材料及び貯蔵品：総平均法
 - ・仕掛品：総平均法
- 但し、在外子会社の製品、原材料、仕掛品については先入先出法による低価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① リース資産以外

の有形固定資産：定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物：7～65年

機械装置及び運搬具：4～12年

工具器具及び備品：2～15年

② リース資産以外

の無形固定資産：定額法

但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産：所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については、貸倒実績率等を勘案した必要額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に債権の回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④ 役員株式給付引当金

株式給付規程に基づく役員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における要給付見込額を計上しております。

⑤ 事業損失引当金

医療機器事業の販売等に係る損失に備えるため、製商品の状況等を個別に勘案し当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10～14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

(6) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算しております。換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。但し、為替予約が付されている外貨建金銭債務については、振当処理を行っております。また金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段：為替予約取引、通貨スワップ取引及び通貨オプション取引
金利スワップ取引

- ・ヘッジ対象：商品仕入に係る外貨建金銭債務及び予定取引借入金の利息

③ ヘッジ方針

外貨建金銭債務について、為替予約等により円貨額を確定させ、為替変動リスクを回避することを目的としております。また、借入金の金利変動リスクを回避することを目的とし、金利スワップを行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から当連結会計年度末までの期間において、ヘッジ手段の実行額の累計とヘッジ対象の決済額の累計とを比較して有効性の判定を行っております。但し、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは5年間で均等償却しております。

(9) 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束手財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、一定期間の取引数量等に応じリベートを支給する取引について、従来、これらの変動対価の金額は販売費及び一般管理費の販売促進費の一部に計上していましたが、当連結会計年度より売上高から控除する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高及び販売費及び一般管理費がそれぞれ286,832千円減少しましたが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。また利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、時価をもって連結貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、連結計算書類に与える影響はありません。

(10) 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の影響)

当連結会計年度における会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しておりますが、新型コロナウイルス感染症の今後の感染拡大や収束時期には相当程度の不確実性があることから、新型コロナウイルス感染症の感染状況や経済環境等が現時点の想定と乖離する場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

なお、前連結会計年度末時点の仮定から重要な変更はありません。

II 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社グループにおける事業の種類は「医療機器事業」の単一セグメントであります。報告セグメントは分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは「整形外科分野を中心とした医療機器類」を製造・販売しており、日本には親会社である株式会社日本エム・ディ・エム、米国には海外子会社Ortho Development Corporationが独立した経営単位として事業活動を展開しております。日本向けの売上高は12,122百万円、米国向けは7,070百万円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「整形外科分野を中心とした医療機器類」の販売については、一定期間の取引数量等に応じリベートを支給して販売する場合があることから、変動対価が含まれます。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益を理解するための情報

「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

III 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

当連結会計年度末における繰延税金資産は971百万円であります。

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、販売価格の低下による売上減少の可能性等を考慮しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動などの影響を受け、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に影響を与える可能性があります。

2. 棚卸資産の評価

当連結会計年度末における棚卸資産は収益性の低下による簿価切下げ後の金額であり、その内訳は商品及び製品8,186百万円、仕掛品497百万円、原材料及び貯蔵品1,410百万円であります。なお、簿価切下げによる棚卸資産の評価額66百万円が売上原価に含まれております。

棚卸資産の計上は、連結会計年度末において正味売却可能価額が帳簿価額を下回っている場合は収益性が低下していると判断し、期末帳簿価額を当該正味売却可能価額まで切下げております。通常の販売目的で保有する棚卸資産の正味売却可能価額は、直近の販売実績、経過年数及び販売終了予定等を考慮しながら算定しております。期末における正味売却可能価額と帳簿価額との差額は売上原価等に計上することから、将来の市場環境の変化等により業績が悪化し、正味売却可能価額が著しく下落した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

IV 連結貸借対照表に関する注記

1. コミットメントライン契約

当社及び連結子会社では、機動的な資金調達と安定性の確保を旨とし金融機関と短期コミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度末における短期コミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	2,000,000千円
借入実行高	—千円
差引	2,000,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

12,086,799千円

3. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ次のとおりであります。

受取手形	2,380,584千円
売掛金	2,831,971千円
契約資産	—千円

V 連結損益計算書に関する注記

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 19,193百万円

VI 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 26,475,880株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	291,067	11.00	2021年 3月31日	2021年 6月21日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	317,526	12.00	2022年 3月31日	2022年 6月27日

3. 当連結会計年度末における新株予約権（行使期間未到来のものを除く。）の目的となる株式の数

該当事項はありません。

VII 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期の預金で運用し、資金調達については銀行借入等によっています。デリバティブは、借入金の金利変動リスク及び外貨建て金銭債権債務に係る為替変動リスクを回避するための利用に限定しており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内規程に従いリスク低減を図っております。金利の変動リスクに関しては、金利の相場を定期的に把握しております。長期借入金については金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、固定金利以外のものについては個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用しております。

なお、デリバティブ取引は、取引権限や取引範囲等を定めた社内規程に基づき管理等を行っております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 長期借入金 (1年内返済分を含む)	1,804,708	1,804,636	△71
(2) リース債務	44,039	44,041	2
負債計	1,848,747	1,848,678	△69
デリバティブ取引	—	—	—

(*) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,590,849	—	—	—
受取手形	2,380,584	—	—	—
売掛金	2,831,971	—	—	—
合計	7,803,404	—	—	—

(注2)長期借入金及びリース債務の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金 (1年内返済分を含む)	557,046	530,996	492,646	114,056	109,864	100
リース債務	33,163	6,419	2,158	1,526	771	—
合計	590,209	537,415	494,804	115,582	110,635	100

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引				
通貨関連	—	—	—	—
金利関連	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—
デリバティブ取引				
通貨関連	—	—	—	—
金利関連	—	—	—	—
負債計	—	—	—	—

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済分を含む)	-	1,804,636	-	1,804,636
リース債務	-	44,041	-	44,041
負債計	-	1,848,678	-	1,848,678

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金並びにリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

VIII 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 810円59銭
- 1株当たり当期純利益 80円95銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている役員向け株式交付信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

- 1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は76,827株であり、
- 1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は76,827株であります。

IX 重要な後発事象

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
流動資産	[11,628,047]	流動負債	[2,366,383]
現金及び預金	2,100,495	買掛金	862,005
受取手形	790,132	短期借入金	385,672
電子記録債権	1,590,451	リース債務	33,163
売掛金	2,060,079	未払金	189,283
商品及び製品	4,961,845	未払費用	84,278
仕掛品	14,500	未払法人税等	256,474
原材料及び貯蔵品	32,133	未払消費税等	125,187
前払費用	42,222	賞与引当金	194,015
短期貸付金	684	役員賞与引当金	65,200
未収入金	32,752	事業損失引当金	65,000
その他の金	4,145	預り金	14,840
貸倒引当金	△1,397	その他	91,263
固定資産	[8,715,609]	固定負債	[2,075,569]
有形固定資産	(5,107,934)	長期借入金	904,914
建物	367,613	リース債務	10,875
構築物	3,283	退職給付引当金	1,034,255
機械及び装置	40,304	役員株式給付引当金	88,322
車両運搬具	900	長期預り金	8,000
工具、器具及び備品	2,773,079	資産除去債務	29,201
土地	1,922,754	負債合計	4,441,953
無形固定資産	(190,000)	純資産の部	
ソフトウェア	180,829	株主資本	[15,901,703]
電話加入権	9,170	資本金	(3,001,929)
投資その他の資産	(3,417,674)	資本剰余金	(2,587,029)
関係会社株式	2,643,682	資本準備金	2,587,029
長期貸付金	2,291	利益剰余金	(10,424,686)
繰延税金資産	689,434	利益準備金	197,500
差入保証金	43,377	その他利益剰余金	10,227,186
その他	38,888	別途積立金	4,913,000
		繰越利益剰余金	5,314,186
		自己株式	(△111,940)
		純資産合計	15,901,703
資産合計	20,343,656	負債及び純資産合計	20,343,656

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位 千円)

項 目	金	額
売 上 高		12,122,222
売 上 原 価		5,037,836
売 上 総 利 益		7,084,386
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,239,596
営 業 利 益		1,844,790
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	121	
業 務 受 託 料	100,000	
受 取 手 数 料	11,706	
そ の 他	11,403	123,230
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,640	
為 替 差 損	14,509	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	7,393	
そ の 他	2,217	31,759
経 常 利 益		1,936,260
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	83,993	
減 損 損 失	162	
事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	65,000	149,155
税 引 前 当 期 純 利 益		1,787,105
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	338,857	
法 人 税 等 調 整 額	166,647	505,505
当 期 純 利 益		1,281,600

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 金	利 益 剰 余 金			自 己 株	株主資本合 計
		剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金		
	資 本 金	資 本 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	
		準 備 金	準 備 金	積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
2021年4月1日残高	3,001,929	2,587,029	197,500	4,913,000	4,323,653	△111,539	14,911,572
事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当					△291,067		△291,067
当 期 純 利 益					1,281,600		1,281,600
自己株式の取得						△401	△401
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	990,532	△401	990,130
2022年3月31日残高	3,001,929	2,587,029	197,500	4,913,000	5,314,186	△111,940	15,901,703

(単位 千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2021年4月1日残高	2,788	2,788	14,914,361
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△291,067
当 期 純 利 益			1,281,600
自己株式の取得			△401
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△2,788	△2,788	△2,788
事業年度中の変動額合計	△2,788	△2,788	987,342
2022年3月31日残高	—	—	15,901,703

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式：
移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの：
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）
3. デリバティブ取引：時価法
4. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
通常の販売目的で保有する棚卸資産
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
 - (1) 商 品：総平均法
 - (2) 製 品：総平均法
 - (3) 原 材 料：総平均法
 - (4) 仕 掛 品：総平均法
5. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) リース資産以外
の有形固定資産：定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建 物：7～65年
機 械 及 び 装 置：12年
車 両 運 搬 具：4～6年
工具器具及び備品：2～15年
 - (2) リース資産以外
の無形固定資産：定額法
但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

- (3) リース資産：所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については、貸倒実績率等を勘案した必要額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に債権の回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付引当金

・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10～14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。

・未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(5) 役員株式給付引当金

株式給付規程に基づく役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における要給付見込額を計上しております。

(6) 事業損失引当金

医療機器事業の販売等に係る損失に備えるため、製商品の状況等を個別に勘案し当事業年度末における損失見込額を計上しております。

7. 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

8. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。但し、為替予約が付されている外貨建金銭債務については、振当処理を行っております。また金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- ① ヘッジ手段：為替予約取引、通貨スワップ取引及び通貨オプション取引
金利スワップ取引
- ② ヘッジ対象：商品仕入に係る外貨建金銭債務及び予定取引
借入金の利息

(3) ヘッジ方針

外貨建金銭債務について、為替予約等により円貨額を確定させ、為替変動リスクを回避することを目的としております。また、借入金の金利変動リスクを回避することを目的とし、金利スワップを行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から期末までの期間において、ヘッジ手段の実行額の累計とヘッジ対象の決済額の累計とを比較して有効性の判定を行っております。但し、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

10. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、一定期間の取引数量等に応じリベートを支給する取引について、従来、これらの変動対価の金額は販売費及び一般管理費の販売促進費の一部に計上していましたが、当連結会計年度より売上高から控除する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高及び販売費及び一般管理費がそれぞれ286,832千円減少しましたが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。また利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、時価をもって貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、計算書類に与える影響はありません。

11. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の影響)

当事業年度における会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しておりますが、新型コロナウイルス感染症の今後の感染拡大や収束時期には相当程度の不確実性があることから、新型コロナウイルス感染症の感染状況や経済環境等が現時点の想定と乖離する場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

なお、前事業年度末時点の仮定から重要な変更はありません。

II 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一であります。

III 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

当事業年度末における繰延税金資産は689百万円であります。

繰延税金資産の認識については、連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 棚卸資産の評価

当事業年度末における棚卸資産は収益性の低下による簿価切下げ後の金額であり、その内訳は商品及び製品4,961百万円、仕掛品14百万円、原材料及び貯蔵品32百万円であります。なお、簿価切下げによる棚卸資産の評価額75百万円が売上原価に含まれております。

棚卸資産の計上については、連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

IV 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	32,645千円
短期金銭債務	599,946千円

2. コミットメントライン契約

当社は、機動的な資金調達と安定性の確保を狙いとして金融機関と短期コミットメントライン契約を締結しております。

当事業年度末における短期コミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	2,000,000千円
借入実行高	—千円
差引	2,000,000千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 6,274,256千円

4. 保証債務

下記の連結子会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

Ortho Development Corporation	514,122千円 (4,200千米ドル)
-------------------------------	--------------------------

なお、上記金額は期末日の為替相場により円換算しております。

V 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

仕入高	3,748,176千円
販売費及び一般管理費	43,035千円
営業取引以外の取引高	100,000千円

VI 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式	91,997株	182株	—株	92,179株

(注) 上記自己株式数には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式が当期首において76,827株、当期末において76,827株を含めております。また、自己株式数の増加は、単元未満株式の買取り182株によるものであります。

VII 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別内訳

繰延税金資産

未払事業税	21,306千円
賞与引当金損金算入限度超過額	59,407千円
商品評価損損金不算入額	241,489千円
未払費用	52,928千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	316,689千円
減損損失	8,896千円
その他	72,717千円
小計	773,434千円
評価性引当額	△84,000千円
繰延税金資産合計	689,434千円

VIII リースにより使用する固定資産に関する注記

注記対象となる取引はありません。

IX 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	Ortho Development Corporation	所有 直接98.3	同社製品の購入等、債務保証、業務支援、役員の兼任	仕入高 (注)1	3,748,176	未収入金	32,645
						買掛金	599,946
				販売費及び一般管理費 (注)1	43,035	—	—
				業務受託料 (注)2	100,000	—	—
			保証債務 (注)3	514,122 (4,200千円ドル)	—	—	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。
 2. 業務受託料につきましては、当該サービスに係る費用を勘案し、決定しております。
 3. 当社は連結子会社の金融機関からの借入金に対して、債務保証を行っております。
 なお、保証料の受取はありません。また、ドル建金額は期末日の為替相場により円換算しております。

X 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 602円71銭

2. 1株当たり当期純利益 48円58銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている役員向け株式交付信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は76,827株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は76,827株であります。

XI 重要な後発事象

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社日本エム・ディ・エム
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新井達哉 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田大介 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本エム・ディ・エムの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本エム・ディ・エム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社日本エム・ディ・エム
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 新井達哉 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山田大介 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本エム・ディ・エムの2021年4月1日から2022年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

株式会社日本エム・ディ・エム 監査役会
常勤監査役 沼田逸郎 ㊟
社外監査役 山田美代子 ㊟
社外監査役 半澤彰一 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第50期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金12円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は、317,526,336円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線部は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p><新 設></p>	<p><削 除></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><新 設></p>	<p>(附則)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>定款第18条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> 3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役大川正男、瀬下克彦、近藤浩一、弘中俊行、日高康明、ブレントアレン、バーソロミュー、石川浩司、及び佐分紀夫の8名は、本総会終結の時をもちまして任期満了となります。つきましては、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、経営の監督機能を強化し、実効性の高いガバナンスを可能として独立性・中立性のある取締役会を構成するため、社外取締役比率の引き上げにより外部の知見や経験の更なる活用を図るべく、取締役6名の選任をお願いするものであります。本議案が原案どおり承認された場合、当社の取締役の3分の1が独立役員となります。なお、当社では、当期より経営と執行の分離を進め、執行役員会を構成して意思決定の迅速化を図っております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 当社における地位及び担当	所有する 当社の 株式数
1	オオカワマサオ 大川正男 (1956年9月8日生) (再任)	1982年10月 監査法人中央会計事務所入所 2001年8月 当社取締役管理本部長 2001年9月 Ortho Development Corporation取締役(現任) 2002年10月 当社取締役海外担当(米国駐在) 2003年3月 Ortho Development Corporation代表取締役社長 2003年8月 当社常務取締役海外担当 2009年8月 当社代表取締役社長(現任)	43,230株
	取締役候補者とした理由等 大川正男氏は、これまで代表取締役として経営に携わり当社グループを牽引してメーカー機能強化と北米事業の拡大に努めてまいりました。中期経営計画を着実に進め、当社グループの業績拡大は十分に評価できる状況にあります。また、取締役会においては、その指導力を発揮して重要な経営判断を決定し、執行役員の業務執行を十分に監督しております。当社の現在進めている中期経営計画を推進し持続的な成長を達成するためには、社長執行役員としての経営指揮能力、また、グローバルビジネス、財務戦略・会計等のスキルが必要と判断するとともに取締役会において適切に開示・報告し、意思決定するためには適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位及び担当	所有する 当社の 株式数
2	<p style="text-align: center;">ヒロナカ トシユキ 弘 中 俊 行 (1962年11月17日生) (再任)</p>	<p>1986年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2001年8月 デル株式会社ビジネスセールス本部本部長 2003年8月 同社エンタープライズ営業本部本部長 2006年12月 レノボ・ジャパン株式会社常務執行役員 2009年8月 当社取締役社長付営業担当 2010年8月 当社取締役営業本部・ODEV担当 Ortho Development Corporation取締役 2011年8月 当社取締役退任 Ortho Development Corporation取締役退任 2013年4月 Ortho Development Corporation取締役(現任) 2013年6月 当社取締役営業管掌兼経営企画担当 2014年4月 当社取締役営業管掌・経営企画・管理本部担当 2016年5月 当社取締役辞任 当社経営企画部長 2016年6月 当社取締役経営企画担当 2021年6月 当社取締役管理本部・SCM本部・経営企画担当 2022年4月 当社取締役上席執行役員経営戦略本部長(現任)</p>	7,300株
<p>取締役候補者とした理由等</p> <p>弘中俊行氏は、これまで経営企画、海外事業の責任者として、当社グループの経営に携わり、中期経営計画の立案を主導するとともに米子会社の事業拡大に取り組んでまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、重要事項の決定、執行役員の業務執行の監督において、取締役としての役割を十分に果たしております。当社の経営戦略の立案・実行、経営管理を更に強化し、その進行状況を適切に取締役会に開示・報告するため、引き続き取締役候補者いたしました。また、候補者の豊富な経験や企業統治、グローバルビジネス、サステナビリティに関する知識を役立てることが当社にとって最適と判断しております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 当社における地位及び担当	所有する 当社の 株式数
3	ブレント アレン バーソロミュー (1970年1月29日生) (再 任)	1996年1月 Deloitte Touche Tohmatsu Limited入社 1999年2月 Ortho Development Corporation 入社 Director兼Controller 2000年11月 同社CFO兼Vice President of Finance 2002年2月 同社取締役CFO兼Finance & Administration担当 2006年6月 同社Executive Vice President 2009年9月 同社President (現任) 2018年3月 Ortho Development Corporation -China Legal Representative (現任) 2021年6月 当社取締役 (現任)	-株
<p>取締役候補者とした理由等</p> <p>ブレント アレン バーソロミュー氏は、長年にわたってOrtho Development Corporation (以下「ODEV社」)の経営に携わり、同社の成長を牽引してきました。近年、当社グループにおけるODEV社の役割は、日米共同開発体制を基軸に持続的成長を目指す中期経営戦略上高まってきております。品質管理や物流管理の観点から、ODEV社と緊密な業務協力体制を推進していく必要があります。また、内部管理情報や内部統制システムの運用状況を正確に適時に把握する必要性が増してきていると考えています。</p> <p>同氏は、長年にわたるODEV社経営の経験と実績に基づき、重要事項の決定、執行役員の業務執行の監督において、取締役としての役割を十分に果たしております。当社とODEV社を統合した一体的な業務運営及び管理体制を確立・強化するため、候補者の豊富な経験や企業経営、企業統治、グローバルビジネス、財務戦略・会計に関する知識及び多様な価値観を当社グループの経営に役立てることが当社にとって最適と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位及び担当	所有する 株式の数
4	オカムラ トモユキ 岡村友之 (1971年1月1日生) (新任) (社外取締役)	1995年4月 三井東圧化学株式会社(現三井化学株式会社)入社 総合研究所技術研究所 2003年7月 三井化学株式会社マテリアルサイエンス研究所界面制御グループ表示材料TL 2010年10月 同社新材料開発センター 機能フィルム・シートPJ開発TL 2013年8月 同社ヘルスケア材料事業部歯科材料グループ新事業開発TL 2017年5月 同社ヘルスケア事業本部企画管理部事業企画グループ戦略・提携担当 2019年4月 同社ヘルスケア事業本部企画管理部事業企画グループリーダー 2022年4月 同社ライフ&ヘルスケアソリューション事業本部医療事業推進室長(現任)	-株
社外取締役候補者とした理由及び期待する役割の概要 岡村友之氏は、長年にわたり企業の研究開発部門に所属し、新技術・新製品開発に精通しております。医療機器の分野では、歯科材料の開発実績も有し、ヘルスケア事業の責任者としての経験を有しております。当社の経営を研究開発の視点で監督するため、候補者の豊富な経験や企業統治等に関する知識を役立てることが当社にとって最適と判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、社外取締役の立場から経営陣を監督する役割に期待しております。			
5	イシカワ ヒロシ 石川浩司 (1968年6月8日生) (再任) (社外取締役) (独立役員)	1999年4月 大原法律事務所入所 弁護士登録(現任) 2013年6月 当社社外取締役(現任) 2013年12月 大和ハウス・レジデンシャル投資法人(現大和ハウスリート投資法人)監督役員(現任)	-株
社外取締役候補者とした理由及び期待する役割の概要 石川浩司氏は、弁護士としての幅広い知識や経験を有しており、また、コーポレート・ガバナンスにも精通し、法律の専門家として当社の経営の透明性・公平性を高めるために助言等をいただくことにより、取締役会の監督機能を更に強化できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、当社役員の指名や報酬決定を諮問する指名・報酬諮問委員会の委員として、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を役員人事や報酬の決定に反映させるなど、経営陣を監督する役割に期待しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 当社における地位及び担当	所有する 株式の数
6	サブリトシオ 佐分紀夫 (1949年6月2日生) (再任) (社外取締役) (独立役員)	1982年10月 監査法人中央会計事務所入所 1986年3月 公認会計士登録 1993年9月 中央監査法人社員 (パートナー) 1999年1月 テンプスタッフ株式会社入社 2002年10月 株式会社イー・スタッフィング 監査役 2004年6月 テンプスタッフ株式会社取締役 サポート本部長 2005年6月 同社常務取締役 2008年10月 テンプホールディングス株式会 社 (現パーソルホールディング ス株式会社) 常務取締役グルー プ経営企画本部長 2010年5月 テンプホールディングス株式会 社常務取締役グループ経営企画 本部長兼Kelly Services, Inc. 取 締役 2015年6月 当社社外取締役 (現任) 2019年7月 レイズネクスト株式会社社外取 締役監査等委員 (現任)	3,500株
社外取締役候補者とした理由及び期待する役割の概要 佐分紀夫氏は、公認会計士として培われた専門的な知識や経験を有しており、また、上場会社の企業経営に従事するとともに、グローバルビジネスに携わった経験と知見から当社の経営の透明性・公平性を高めるために助言等をいただくことにより、取締役会の監督機能を更に強化できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、当社役員の指名や報酬決定を諮問する指名・報酬諮問委員会の委員長として、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を役員人事や報酬の決定に反映させるなど、経営陣を監督する役割に期待しております。			

- (注) 1. 取締役候補者全員と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち岡村友之氏、石川浩司氏、及び佐分紀夫氏は、社外取締役候補者であります。
石川浩司、佐分紀夫の両氏が社外取締役に再任され就任した場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員を継続する予定であります。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者の独立性について
石川浩司、佐分紀夫の両氏は、当社または当社の特定関係事業者からの多額の金銭その他の財産（取締役としての報酬は除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。また、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- (2) 社外取締役の候補者が社外取締役に就任してからの年数について
石川浩司氏の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって9年となります。
佐分紀夫氏の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって7年となります。
4. 取締役候補者との責任限定契約について
当社と石川浩司、佐分紀夫の両氏とは現に責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合は当該責任限定契約を継続する予定であります。また、岡村友之氏の選任が承認された場合には、同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
なお、当該責任限定契約の内容は次のとおりであります。
・会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する。
5. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査役1名を増員することとしたため、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 当社における地位	所有する 当社の 株式数
ツチヤ タケアキ 土屋武昭 (1970年6月26日生) (新任) (社外監査役)	1993年4月 三井石油化学工業株式会社(現三井化学株式会社)入社 2007年6月 三井化学株式会社経理部兼経営企画部 2013年8月 Kulzer GmbH, Vice President, Corporate Development 兼 MC Dental Holdings Europe GmbH, Managing Director 2018年11月 三井化学株式会社ヘルスケア事業本部企画管理部事業支援グループリーダー 2020年4月 同社ヘルスケア事業本部企画管理部副部長兼事業支援グループリーダー 2022年4月 同社 ライフ&ヘルスケアソリューション事業本部企画管理部副部長兼事業企画グループリーダー(現任)	-株

社外監査役候補者とした理由等

土屋武昭氏は、長年にわたり経理・経営企画部門に所属し、また、海外企業でのマネジメント経験による経理・管理会計など専門的な知識を有しております。これらの豊富な経験や企業統治、グローバルビジネス、財務戦略・会計等の知識を当社の監査体制の維持強化に役立てることが当社にとって最適と判断し、監査役候補者いたしました。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外監査役との責任限定契約について
土屋武昭氏の選任が承認され就任した場合には、同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
なお、当該責任限定契約の内容は次のとおりであります。
・社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する。
3. 当社は、監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、監査役候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

以上

【ご参考】取締役のスキルマトリックス（本定時株主総会終結後の構成予定）

当社における地位	氏名	専門性及び経験					
		企業経営	ガバナンス	グローバル ビジネス	法務・コンプライアンス・ リスクマネジメント	サステナビリティ	財務戦略 ・会計
代表取締役 社長	大川正男	○	○	○	○		○
取締役	弘中俊行	○	○	○		○	○
取締役	ブレント アレン バーソロ ミュー	○	○	○	○		○
社外取締役	岡村友之		○				
社外取締役	石川浩司		○		○		
社外取締役	佐分紀夫	○	○	○			○

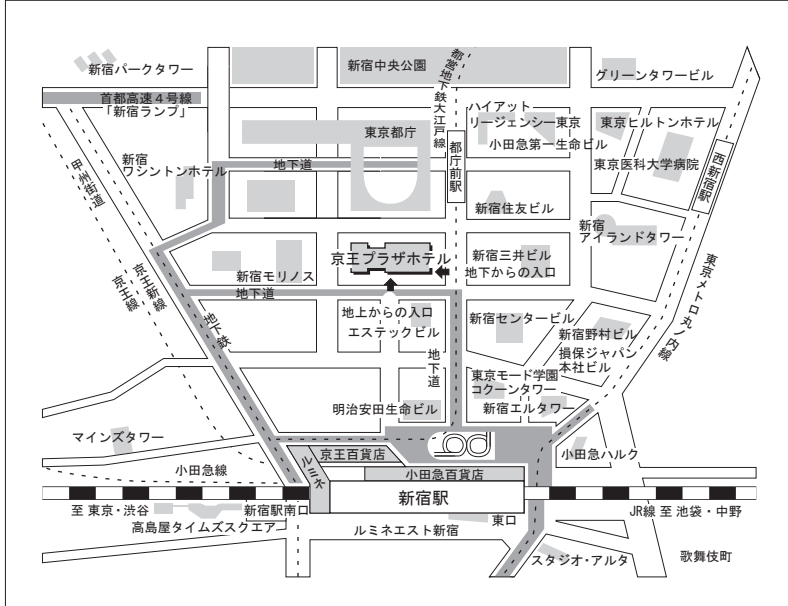
以 上

株主総会会場ご案内図

東京都新宿区西新宿2丁目2番1号

京王プラザホテル 南館4階 扇

電話 (03)3344-0111(代表)



- 徒歩なら——●JR・私鉄・地下鉄「新宿駅(西口)」「西新宿駅」下車徒歩5分
都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」直結
- お車なら——●首都高速4号線「新宿ランプ」が便利です。

株式会社 **日本エム・ディ・エム**

東京都新宿区市谷台町12番2号

電話番号 03-3341-6545